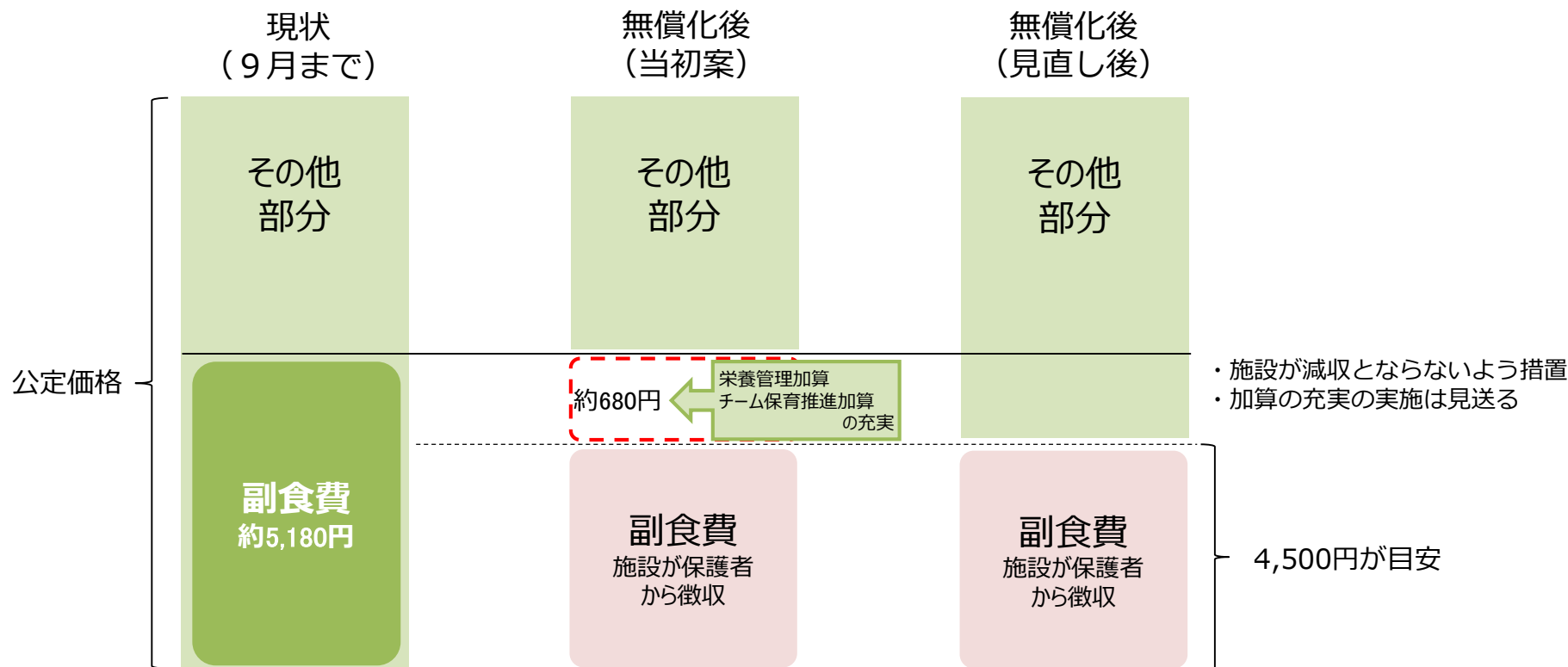


令和元年 10月以降の公定価格の副食費の取扱いについて

- 本年10月以降の公定価格については、当初、
 - ・ 2号認定子どもの基本分単価から、副食費相当額として約5,180円を減額するとともに
 - ・ 4,500円との差分約680円を活用し、栄養管理加算及びチーム保育推進加算の充実を行うこととし、公定価格の単価案等を8月22日に提示。
- しかしながら、公定価格の単価案等を示すのが当初の予定より遅れ、その内容について市町村及び事業者に対する十分な説明・周知が行き届かない状況となっていたことから、関係各所との調整も踏まえ、本年10月以降の公定価格について
 - ・ 施設において減収とならないよう、2号認定子どもの公定価格における副食費について、4,500円の減額に止めるとともに、
 - ・ 栄養管理加算及びチーム保育推進加算の充実については実施を見送ることとした。

※令和2年度の取扱いについては、公定価格全体の議論の中で改めて検討を行う。



特定教育・保育、特別利用保育、特別利用教育、特定地域型保育、特別利用地域型保育、特定利用地域型保育及び特例保育に要する費用の額の算定に関する基準等の一部を改正する件（令和元年9月27日告示、同年10月1日施行）（概要）

1. 改正の趣旨

特定教育・保育、特別利用保育、特別利用教育、特定地域型保育、特別利用地域型保育、特定利用地域型保育及び特例保育に要する費用の額の算定に関する基準等（平成27年内閣府告示第49号。以下「公定価格告示」※という。）について、幼児教育・保育の無償化に伴い、副食費徴収免除加算の創設、消費税率の引上げに伴う公定価格の引上げ等の改正を行う。

また、幼児教育・保育の無償化に伴い、子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号。以下「法」という。）をはじめとする関係法令を改正しており、それらの改正に伴う改正を併せて行う。

※ 法第27条から第30条までの規定に基づき教育・保育に要する費用として保護者に支給する施設型給付費、地域型保育給付費等の額は、教育・保育に通常要する費用の額を勘案して内閣総理大臣が定める基準により算定した額（公定価格）から、政令で定める額を限度として保護者の属する世帯の所得の状況等を勘案して市町村が定める額（利用者負担額）を控除した額とされている。公定価格の算定に当たっては、人件費・事業費・管理費等について、各々対象となる費目を積み上げて算定している。

※ 副食費を含め、食事の提供に要する費用を保護者から支払いを受けることができる旨「特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準（平成26年内閣府令第39号）」を改正済（5月31日）

2. 改正の内容

- 幼児教育・保育の無償化に伴い、子ども・子育て会議における議論等を踏まえ、以下の点を改正する。
 - 副食費の徴収が免除される年収360万円未満相当世帯の全ての子ども、全ての世帯の第3子以降の子ども及び里親に委託されている子どもに対する加算（副食費徴収免除加算）を創設することとする。（告示本文第1条第28号の2、別表第2）
 - 3～5歳児の基本分単価から副食費相当額4,500円を減じる。（別表第2）
 - 令和元年10月からの消費税率の引上げに伴い、公定価格中の消費税課税対象経費について、消費税引上げの影響を反映させることとする。（告示本文改正なし、別表第2）

- また、法第 20 条第 4 項の認定保護者について定義していた「支給認定」等の略称について、新たに創設する子育てのための施設等利用給付に係る法第 30 条の 5 第 1 項の施設等利用給付認定等と並列の認定であることを明確にするため、子ども・子育て支援法の一部を改正する法律（令和元年法律第 7 号）において、略称を「教育・保育給付認定」等に改めた。これに伴い、公定価格告示内で使用している「支給認定」に係る用語についても同様の改正を行う。

3. 適用期日

本件は、子ども・子育て支援法の一部を改正する法律の施行及び消費税の引上げに伴うものであるため、令和元年 10 月 1 日から適用することとする。

府子本第 511 号
子発 0918 第 1 号
令和元年 9 月 18 日

各都道府県、指定都市、中核市
子ども・子育て支援新制度担当部局（長） 殿
民生主管部局（長）

内閣府子ども・子育て本部統括官
（公印省略）
厚生労働省子ども家庭局長
（公印省略）

令和元年 10 月以降の公定価格の単価案の見直しについて

平素より、子ども・子育て支援施策の推進に御尽力いただき、厚く御礼申し上げます。

幼児教育・保育の無償化の施行に伴う令和元年 10 月以降の公定価格（特定教育・保育等に要する費用算定基準等をいう。以下同じ。）の単価案については、同年 8 月 22 日付けで各都道府県宛てにお送りしていたところです。

この中で、保育認定に係る単価表の案における 2 号認定子どもについて、副食費が施設等による徴収となることに伴う変動として、これまで副食費相当額として積算されてきた月額 5,181 円を減額することを前提とした基本分単価案をお示ししておりました。同時に、これまで保護者にご負担いただいていた保育料における副食費の内訳や各施設の副食費の支出の実態を踏まえた副食費の目安として提示しておりました 4,500 円との差分 681 円を活用し、栄養管理加算とチーム保育推進加算の拡充に係る単価案も合わせてお示ししておりました。

しかしながら、今回の公定価格の改定案の公表については、当初予定されていた 7 月よりも遅れ、市町村（特別区を含む。）及び事業者に対し、十分に行き届いた説明・周知を行うことができず、本年 10 月以降の経営上の対応に関する御懸念をはじめ、現場での混乱が生じているものと承知しております。

こうした諸般の事情に鑑み、最終的な 10 月改定の公定価格としては、関係各所との調整を踏まえ、2 号認定子どもの基本分単価から減額する副食費相当額を 5,181 円とすることを見送り、4,500 円にとどめることといたしました。また、栄養管理加算とチーム保育推進加算については、5,181 円の減額を前提として拡充を講じる予定であったことから、基本分単価の減額幅の 4,500 円への見直しに伴い、これらの加算の拡充措置の実施も見送ることといたしました。

令和2年度における基本分単価や栄養管理加算及びチーム保育推進加算の取扱いについては、改めて子ども・子育て会議の議論を経て、来年度予算編成の過程で決定してまいります。

この度は、令和元年10月以降の公定価格の単価案についてお示しするのが遅れ、それにより現場の混乱を生じさせておりますことをまずもってお詫びするとともに、引き続き幼児教育・保育の無償化の円滑な実施に向け御協力をお願いします。

なお、令和元年9月4日付け事務連絡「令和元年10月以降の2号認定子どもの公定価格における副食費の取扱いについて」は、廃止します。

【担 当】

内閣府子ども・子育て本部参事官
(子ども・子育て支援担当) 付 給付担当
TEL : 03-5253-2111 (内線 38346、38344)

厚生労働省子ども家庭局保育課 保育調整係
TEL : 03-5253-1111 (内線 4855)